

基本講義の単位取得に関する規約

1. 大学院基本講義は、2年次までに必ず受講し、単位取得しなければならない。
2. 基本講義のコマ数の70%以上出席の上、出席した講義のうち、3講義分のレポートの内容により評価する。
但し、次に掲げる講義については、必ず1年次に受講しなければならない。
 - (1) 研究科長講話及び大学院カリキュラム説明
 - (2) 研究の教育訓練等に関わる講義：*印のあるもの
 - (3) eラーニングプログラム（eAPRIN）の歯学研究科として定めたコース
（指定の9単位）を受講
3. 特段の事由により、前項の講義を受講できない場合は、歯学研究科教務委員会に申し出る。委員会において特段の事由が正当であると認められた場合は、当該学生は委員会から補講等の指示を受け、適切に対応することにより、当該講義を受講することができる。

※ 上記規約は、令和6年度入学生より適用する。